

会議次第 4 議事の詳細について

1 あがたの森文化会館施設利用の運用方針について

(1) 開館時間に伴う運用の変更

ア 会議室等の使用受付を8時50分から徹底

会議室等の使用開始は9時からですが、職員が8時30分から事務室にいるため、8時30分過ぎに使用手続きに来られる団体がいる。

8時30分から9時までの30分間は、職員が開館のために施設点検や清掃を行う時間のため、開館以降の手続きをお願いし、運用として開館10分前の受付開始としたい。

イ 予約の受付時間の変更

開館時間が文化会館に関する業務の開始時間です。窓口予約のために8時30分に入館する団体がいるが、上記の当日使用手続きの時間と合わせ、インターネットも含めて予約受付9時からとしたい。

(ア) 変更前：8時30分から21時まで

(イ) 変更後：9時から21時まで

(2) 期間外（早期）予約の受付方法について

ア 先着順方式の見直し

イベント等開催のため、最大6カ月前からの早期予約希望が重複する案件が何件も見られ（特に6月、9・10月）、利用団体同士のトラブルに発展しかねないため。

(ア) 現在：8時30分からの先着順で受付し、審査

(イ) 見直し案：

① 原則として、早期申請理由の審査

② 事前相談などで希望重複を把握した場合、活動内容に基づき、希望団体に日程・会場の変更ができないかの調整をお願い（当事者間の話し合いを含む）。

③ 調整ができない場合、9時から12時までの間で受け付けた申請団体で抽選

④ 12時以降に申請受付のものは、12時前に受け付けたものが優先

イ 収支計画書の提出について

営利目的かどうかだけを判断するものではないので、イベント等開催予定の場合、事業内容の説明資料として提出を求める。

ウ イベントの趣旨説明について

早期予約理由の審査、下記(3)の販売の許可にも関わることであるので、申請をする際に記載を求めたい。

(3) 販売許可申請について

現在、希望があった場合、

- ・ イベント内容に関係するもの、必要なもの
- ・ 講演者、演奏者などの著書やCDなど、当日の内容に関係あるもの

に限り、電話や口頭で許可を出していたが、申請書提出を受け、許可を出す方法へ変更したい。

販売許可申請書及び許可書（案）は別添のとおり。

(4) 廊下への机等の運び出しの申し出について

使用申請で許可されるのは会議室等の室内だけです。廊下は共用部分で、他の利用団体も通行し、近年、重要文化財建造物の見学者も増えている。

- ・ 通行の妨げになり事故の恐れがあること
- ・ 火災などの非常時の避難に支障があること
- ・ ドア下の木部（杢摺）やドア枠、廊下の壁の傷や破損につながる

上記の理由により、室外への運び出しを原則禁止とし、どうしても必要な場合は文化会館事務室へ相談、申し出ることとしたい。

(5) 検討事項

ア 当日キャンセル、複数室予約で当日未使用団体への対応

当日キャンセル、無断キャンセルが多い団体、または、複数室を予約するが実際は未使用の団体がみられる。他団体への迷惑となるので、何らかのペナルティを科していきたい。ペナルティの内容等については検討中。

イ アップライトピアノの有料化

非常に多くの団体のご利用があるため、アップライトピアノの調律、修繕に係る費用が近年増加している。

利用団体に良好な状態のピアノを使用していただくために、維持管理費のため、現在無料であるアップライトピアノを有料としたい。使用料金については検討中。

また、ピアノの状態維持のため、アップライトピアノも他のグランドピアノと同様に施錠し、使用希望のあった際に窓口で鍵を貸し出すこととしたい。

(6) 報告事項

ア IT教室の室名を2-9会議室へ変更

イ 耐震補強工事の完了に伴い、アップライトピアノを2-5会議室から2-4会議室へ移設

ウ 令和6年度に冷風機またはスポットクーラーを整備する予定で、台数に限りがあるため貸出方法等を検討中だが、有料としたい。

2 令和6年度以降の整備事業の予定について

6年間にわたる耐震補強工事が完了し、今後は、防火・防犯設備の更新・整備、平成の保存整備工事以来20年近くが経過した建物の補修工事のための準備を進めていきます。

そのため、来年度以降に保存活用計画の見直しを行い、見直しをした保存活用計画に基づき、大規模な整備や補修工事を行っていきます。